

議第八十七号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例について

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年六月二十三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一二十七の表九の項中「第十四条第六項(同条第九項)を「第十四条第七項(同条第十三項)に改め、同表十の項中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改める。  
別表第一三十九の表の次に次の一表を加える。

三十九の二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	区分	単位	額(円)
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第十七条第二項に規定する施設認定農林水産物等の適合施設の認定の申請に対する審査(健康福祉部の所管に属するものに限る。)	適合施設認定申請手数料	1 現地調査を要する場合	一件につき	二〇、九〇〇
		2 1に掲げる場合以外の場合	一件につき	一〇、四〇〇

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(令和二年岐阜県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一三十九の表の次に一表を加える改正規定を次のように改める。

別表第一三十九の二の表中

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十七条第二項に規定する施設認定農林水産物等の適合施設の認定の申請に対する審査（健康福祉部の所管に属するものに限る。）

を

一 農林水産促進に関する法律第五十七に規定する等の適合施設する審査（属するもの

物及び食品の輸出の法律（令和元年法号）第十七条第二項施設認定農林水産物の認定の申請に対健康福祉部の所管に限る。）

に改め、同表に次のように加える。

<p>二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号）第四条第一号に規定する衛生証明書（以下この表において「衛生証明書」という。）の発行（健康福祉部の所管に属するものに限る。）</p>	<p>衛生証明書 書発行手数料</p>		<p>一通につき</p>	<p>一、〇〇〇</p>
<p>三 衛生証明書の再発行（健康福祉部の所管に属するものに限る。）</p>	<p>衛生証明書再発行手数料</p>		<p>一通につき</p>	<p>五〇〇</p>

附則第一項第三号中「別表第一三十九の表の次に一表」を「別表第一三十九の二の表の改正

規定及び同表に二項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例別表第一二十七の表の改正規定は、令和二年九月一日から施行する。

#### 提 案 説 明

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に伴い、適合施設認定申請手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。